

議案第63号

大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田原市個人情報保護条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第28条」を「第28条の2」に改める。

第2条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「法人等」を「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、同条第2号ただし書並びにア及びイを削り、同号の次に次の2号を加える。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第5条第4項中「事項を」の次に「第34条第1項に規定する」を加え、「第25条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第7条第1項本文中「越えた」を「超えた個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の」に改め、同条の次に次の2条を加える。

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第7条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第8条中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第14条第2項を次のように改める。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

第15条第2項中「法定代理人又は特別利害関係人」を「代理人」に改める。

第21条第1項中「15日以内」の次に「（特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日以内）」を加え、同条第4項中「45日」の次に「（特定個人情報に係る開示請求にあつては、60日）」を加える。

第23条第3項及び第26条第2項中「法定代理人又は特別利害関係人」を「代理人」に改める。

第28条第3項中「30日」を「60日」に改め、第3章第2節中同条の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第28条の2 実施機関は、訂正請求を認める決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第29条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 市民等は、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止  
第30条第1項中「個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「禁止」を「停止」に改め、同条第2項中「法定代理人又は特別利害関係人」を「代理人」に改める。

第32条第3項中「訂正請求」を「利用停止請求」に、「30日」を「60日」に改める。

第34条第1項中「審査及び」を「審査をし、及び」に、「を審議するため」を「の審議をし、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）の規定による意見を聴くため」に改める。

第42条第1項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条及び第34条の改正規定 公布の日
- (2) 第7条の改正規定及び同条の次に2条を加える改正規定（第7条の3の部分に限る。）  
番号法の施行の日
- (3) 第3章第2節中第28条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日